

日本乳酸菌学会名誉会員推薦規程

第1条 細則第15条により本規程を設ける。

第2条 名誉会員の推薦に関する事項は、会則第5条第4項に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

第3条 名誉会員の資格は、次に該当する者であることを原則とする。

(1) 正会員として本学会に所属し役員または評議員等として、学会の発展に寄与し学術上の功績顕著な70歳以上の正会員とする。

第4条 名誉会員候補者の総会への推薦方法は次による。

(1) 名誉会員候補者の名簿は、それぞれの業績概要を付して、理事が作成の上、理事会に提出する。

附則 本規程は2014年7月18日に制定し、施行する。

2 2014年9月27日改定